

令和5年度住民税所得割非課税世帯等の皆さまへ

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援）」・「物価高騰対策給付金」のご案内

※受給には手続きが必要です

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、令和5年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- ・物価高騰対策給付金（1世帯あたり10万円）は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金のこども加算給付に関するご案内

- ・18歳以下の児童(平成17年4月2日から令和6年3月31日生まれ)を含む、重点支援給付金及び物価高騰対策給付金の対象となる世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

重点支援給付金：1世帯あたり7万円
物価高騰対策給付金：1世帯あたり10万円
こども加算給付：児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**2～3カ月後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

重点支援給付金・物価高騰対策給付金

世帯全員の
「**令和5年度住民税所得割が非課税**」
の世帯

こども加算給付

「**重点支援給付金・物価高騰対策給付金の対象となる世帯で18歳以下の児童を含む**」
世帯

お住まいの市区町村から確認書が届きます（要申請）
（基準日時時点で太田市に住民登録がある場合は、送付されます。）

対象にも関わらず、確認書が届かない世帯は、申請が必要です。

お住まいの市区町村から決定通知書が届きます（申請不要）
（給付金の対象となる世帯で18歳以下の児童を含む場合は、送付されます。）

対象にも関わらず、決定通知書が届かない世帯は、給付金コールセンター(0276-49-5735)まで連絡をお願いします。

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加支援）」・「物価高騰対策給付金」の対象世帯について

基準日（令和5年12月1日）において太田市に住所を有する

はい

令和5年度住民税所得割

課税

いいえ

対象外

非課税

令和5年度住民税均等割

課税

非課税

重点支援給付金(7万円/世帯)
の対象になる可能性があります

物価高騰対策給付金(10万円/世帯)
の対象になる可能性があります

※注意事項

- 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯は、支給対象外となります。
- 世帯の中に令和5年1月2日以降に太田市に転入した方がいる場合は、その方の住民税課税証明書が必要です。令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村にて取得してください。
- 令和5年度住民税の申告をしていない方が世帯の中にいる場合は、支給対象とはなりません。必ず申告をしてから申請してください。
- あらたに令和5年度住民税の申告をした（修正等を含む）結果、住民税所得割非課税となり、給付金の支給対象となる場合は申請が必要です。

申請時に必要な添付資料は、確認書および申請書をご確認いただき、不備のないよう、ご協力をお願いします。

※申請期限：令和6年4月30日（火）消印有効

申請書についてご不明な点は、給付金コールセンターにお問い合わせください。（0276-49-5735）

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

給付金コールセンター

0276-49-5735



電話受付時間 平日9:00~17:00